
日本の新型コロナウイルスにおける観光危機管理の動向と展望

日本大学危機管理学部 准教授 田 昌禾

- I はじめに
- II 観光危機管理の概念
- III 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の概要と動向
- IV 新型コロナウイルスの影響による観光の推移
- V おわりに

I はじめに

観光は全世界の21世紀最大の成長産業である。ところが現在、2019年12月に中国武漢市で発生したとされる新型コロナウイルス（COVID-19:Corona Virus Disease 2019）感染症によって生じた現代的危機¹が、全世界の各国に甚大な被害を与え続けており、観光の自由は完全に奪われている状況である。

かつて移動が不自由であった時代では、ある一つの地域のレベルで終わっていた危機は、グローバル化（globalization）と交通手段の発達などによって、現在ではその周辺地域に広がっている。また感染症の種類も多様となり、変異によって感染力も高まっているため、その被害範囲は国家レベルにとどまらず、全世界を危険にさらす大流行となっている。

とくに、1918年のスペインインフルエンザは全世界に拡散し、4,000万人以上の死者が出たと推定されている。そして、2002-2003年の「SARS」（Severe Acute Respiratory Syndrome:重症急性呼吸器症候群）も全世界に広がり、9ヶ月間で8,093名の患者と774名の死者を出している。また、2012年には「MERS」（Middle East Respiratory Syndrome : 中東呼吸器症候群）が流行し、そして2019年12月から流行している新型コロナウイルスは現在進行形であり、全世界に深刻な被害を与えている。

20世紀以降、世界は観光に影響を及ぼす様々な危機に遭遇している。天災や人災といった災害、戦争・テロ・領土や国境紛争などの政治危機、サイバー犯罪などの情報危機、環境汚染や伝染病などの現代的危機を通じて、人々の間には「観光危機管理」への意識が高まりつつある。

しかし、危機管理における観光研究の取り組みや議論は始まったばかりである。観光危機管理に関する学術的な研究では、政府機関と危機管理専門家、民間企業とのパートナーシップによる実証的及び理論的な研究が急務となっている。

本稿では以上のような状況を踏まえて、今まで経験したことのない新型コロナウイルス流行下に

における観光危機管理の動向を示し、今後の展望について考察することにした。

II 観光危機管理の概念²

現在、危機管理の概念は、戦時の軍事領域のみならず、平常時の様々な問題や非軍事的な領域に至るまで徐々に拡大されており、研究範囲も国民国家から国際関係、そして人種・民族から、人間のレベルにまで浸透している。

観光危機管理とは、観光分野への様々なネガティブな影響を最小化することを目的としている。観光分野の危機管理研究は、研究者や関係者によって開始され、ガイドラインの作成などが行われてきたが、未だに十分であるとはいえない状況である。

「危険」、「危機」、「災害」の概念は観光危機の概念と関連している。これらを簡単にまとめると、まず危険（Risk）とは、予測できない事件や行動によって人々の日常生活に社会的・経済的・環境的な損失や被害が発生する可能性を意味する概念である。

次に、危機（Crisis）とは、危険から発生する脅威的な事象のことであり、社会・経済・政治・文化・環境などあらゆる分野の危険から発生し、国家や企業、個人に対する負傷、経済的被害、財政的な脅威や自然及び動植物の被害などをもたらすものである。

さらに、災害（Disaster）とは、多数の人々の生命や健康に致命的な影響を与え、その財産に深刻な損傷や脅威を与える出来事のことであり、危機の次の段階として認識されるものである。危険が発展すると危機となり、危機が人々の命や財産、または環境などに深刻な被害や損失を与えた場合、災害となる。

本論でとり上げる「観光危機」とは、観光地において予測不能な事象が「危険」として発生し、それが致命的な脅威をもたらす「危機」となり、最終的には人命を奪う程の「災害」にまで発展してしまう事態を指している。この時、その観光地全体が自律的なコントロール能力を喪失した深刻な状況に陥ってしまうことになる。

観光災害では、危機の発端となった危険要因が増幅することによって、人命の被害や財産損失、産業の致命的な損害などのネガティブな影響が増加することになる。しかしその反面で、こうした危機的状況を乗り越えることができたならば、持続的な経済発展の転機（ターニング・ポイント）になり、成長につながっていくための原動力となる可能性もあると考えられるだろう。

このため、観光危機を「管理する」という発想が必要であり、それを科学的に計画・実施することが「観光危機管理」の目的である。

III 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の概要と動向

次に、2021年現在、大きな問題になっている新型コロナウイルスについて見ていくことにする。

図表1 人類を脅かす感染症

発生年度&感染症		特徴
新型インフルエンザ	1918年：スペインかぜの大流行	世界で4,000万人以上の死亡と推定(当時の世界人口18億人)
	1957年：アジアかぜの大流行	世界で200万人以上の死亡と推定
	1968年：香港かぜの大流行	世界で100万人以上の死亡と推定
新興感染症	1981年：エイズ(後天性免疫不全症候群、HIV)	過去20年間で6,500万人が感染、2,500万人が死亡
	1996年：プリオン病	イギリスでクロイツフェルト・ヤコブ病と狂牛病との関連性が指摘される
	1997年：高病原性鳥インフルエンザ	人での高病原性鳥インフルエンザA(H5N1)発症者397人、死亡者249人(2009年1月20日現在)
	2002年：SARS(重症急性呼吸器症候群)	9ヶ月で患者数8,093人、774人が死亡
	2012年：MERS(中東呼吸器症候群)	2018年初頭の時点で、MERSと確定された症例数は2,220例で、そのうち790人が死亡。
	2019年：COVID-19(新型コロナウイルス感染症)	2020年12月8日時点で、世界で感染者が6,730万人、死亡者数が154万人と推定。

出所：<https://www.seirogan.co.jp/fun/infection-control/infection/pandemic.html>より筆者再作成

1 新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の概要

2019年12月に中華人民共和国の湖北省武漢市で肺炎患者の集団発生が報告されてから、新型コロナウイルスは、中国全域と全世界に感染が広がり、2020年1月9日には、WHO(世界保健機関)が、該当肺炎の原因が新しいタイプであるコロナウイルス(SARS-CoV-2)であることを明らかにした。

2020年2月11日、WHOは新型コロナウイルス感染症の正式名称を「COVID-19」に決定したと発表した。ここでCOVID-19の「CO」はコロナ(corona)、「VI」はウイルス(virus)、「D」は病気(disease)、そして新型コロナウイルスがWHOに初めて報告された「2019年」の「19」の組み合わせでできている³。

一方、この新型ウイルス自体を分類し名称を決めているのは国際ウイルス分類(命名)委員会(ICTV: International Committee on Taxonomy of Viruses)であり、そこではこの新型コロナウイルスはSARS-CoV(重症急性呼吸器症候群SARSの病原体)を基準株とする種に遺伝的に近い関係にあるため、「SARS-CoV-2」と名付けられている⁴。

同年3月11日、WHOは中国以外での新型コロナウイルスの感染者数が短期間(過去2週間)で13倍に増え、今後、さらに感染者や感染が確認される国の数が増えることが予想されると説明し、各国に感染拡大の防止に努めるよう求めた。その後、新型コロナウイルスの流行は、香港インフルエンザ(1968)、新型インフルエンザ(2009)に続く史上3番目の「国際的に懸念される公

衆衛生上の緊急事態」(PHEIC: Public Health Emergency of International Concern)、パンデミック(世界的大流行)に相当すると宣言した。

2 新型コロナウイルスと日本政府の方針

日本では2020年3月頃から新型コロナウイルス感染者が急増し始め、4月7日には日本政府による「緊急事態宣言」が発出された。各都道府県では、住民に対する不要不急の外出自粛の要請や、人が集まる施設の使用制限が行われ、医療物資の供給や医療体制の連携などの強い拡大防止対策によって5月7日には新規感染者数が93名で100人以下へと再び減少した。

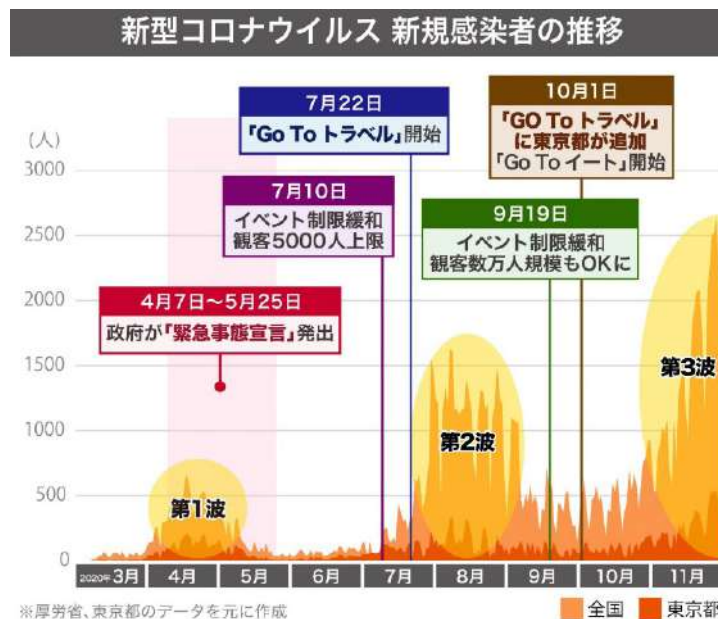
図表2は2020年3月から11月までの新型コロナウイルスの新規感染者の推移である。

一般的に新型コロナウイルス感染者数が急激に増えたことを示すヤマのことは「波」と表現されている⁵。「第1波」は、4月下旬ごろを頂点とする波のことである。1月16日に日本国内で初めての新型コロナウイルス感染者が確認され、2月には初の死者が、3月下旬以降から感染者が急増し、3月27日には全国で100人以上の新規感染者が確認されている。

4月7日には東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の計7都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づく「緊急事態宣言」が発出され、4月16日からその対象地域は全国に拡大された。

「第2波」は、8月上旬から中旬ごろを頂点とする波である。緊急事態宣言が解除された後、新規感染者は一時的に減少したが、若い世代を中心に繁華街などでの感染例が多く、全国に感染者が増えた時間である。

図表2 新型コロナウイルス新規感染者の推移



出所: <https://news.yahoo.co.jp/articles/6090cd6ec5bcd8cf91c461d3a103ef3fe82c52a/images/000>

「第3波」は、11月以降急激に上昇している波である。10月下旬から再び全国的に幅広い年代層に感染者が増加し、とくに「家庭内感染」が最も多く、一定の感染レベルが維持された状態が続いている。

2020年1月30日、安倍総理（当時）は新型コロナウイルス感染症の対応について、第1回目の新型コロナウイルス感染症対策本部⁶を院内大臣室で開催した。ここで、新型コロナウイルス感染が広がり始めた4月以降の日本政府の重要な対策発表をまとめると、以下の通りとなる。

① 第27回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年4月7日）⁷

安倍総理は、総理大臣官邸で第27回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言を発出した。令和2年4月7日から5月6日までの1か月間とし、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県の7都府県を対象に、外出自粛を強く要請した。

② 第29回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年4月16日）⁸

緊急事態措置の実施すべき区域を、7都府県から全都道府県に拡大した。都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染拡大の傾向が見られ、人の移動を最小化する観点から、全都道府県を緊急事態措置の対象とした。期間は、ゴールデンウィークが終わる5月6日までとした。

③ 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年5月4日）⁹

緊急事態措置の実施期間を、5月の31日まで延長し、実施区域は、全都道府県である。地域ごとの感染者数の動向、医療提供体制のひっ迫状況などを詳細に分析し、期間満了を待つことなく、緊急事態を解除する方針であると発表した。13の特定警戒都道府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、岐阜県、大阪府、京都府、愛知県、兵庫県、福岡県、北海道、石川県）では極力8割の接触削減に向けた同様の取組をし、それ以外の県においては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に、段階的に実施する方針を明らかにした。

④ 第36回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年5月25日）¹⁰

関東の1都3県と北海道について緊急事態措置を解除し、新たにインドなど11か国を入国拒否対象地域に追加するとともに、これまで実施してきた水際対策について、その期間を延長し、6月末まで継続することを決定した。

⑤ 第41回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年7月22日）¹¹

東京を中心に新規感染者数の状況を把握しながら大規模イベントの制限人数5,000人を8月末まで維持し、ウィズコロナの時代における効果的な感染防止策と経済を両立する考えを示した。

⑥ 第43回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年9月25日）¹²

菅政権時代の初めての新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、経済再生のために国際的な人の往来の再開が不可欠であることを示し、10月以降、観光客以外については、日本人・外国人を問わず、検査をしっかりと行った上で、できる限り往来を再開していく方針を明らかにした。

⑦ 第47回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年11月21日）¹³

感染拡大防止に向けた対策を強化し、GoToトラベル事業は、感染拡大地域を目的地とする旅行の新規予約を一時停止するなどの措置を導入し、GoToイート事業は、食事券の新規発行の一時停止やポイント利用を控えるよう要請した。

⑧ 第48回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年11月27日）¹⁴

飲食の感染リスクに対応して、札幌市に加えて、東京、大阪、名古屋市で飲食店の時間短縮要請が順次実施された。GoToイートは、10都道府県で新規販売停止、9都道府県では4人以下の人数制限を実施し、GoToトラベルは、札幌市・大阪市は到着分と出発分について利用を控えるようにし、キャンセル代は利用者やホテル・旅館の負担がないようにする方針を発表した。

IV 新型コロナウイルスの影響による観光の推移

新型コロナウイルスによる観光への影響について見ていくことにする。

現在、世界中でかつてないほどの旅行の自粛、営業中止、自主隔離、在宅勤務などの様々な新型コロナウイルス感染拡大防止策が試みられている。ほとんどの感染拡大防止策は対面接触や移動を制限しているため、観光業界全般は必然的に甚大な影響を受けている。

ワクチンのない状況において新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、また度々深刻化した場合、人間の移動は依然として困難であり、観光需要が回復するまでにはおそらく多くの時間がかかると思われる。

1 新型コロナウイルスにおける国内観光の推移

観光庁の宿泊旅行統計調査は、日本人・外国人の宿泊旅行の実態等を把握し、観光行政の基礎資料を得ることを目的として、月毎に全国の宿泊施設を対象に調査票を郵送し回収する方法によって実施されている。

2020年1月～10月の延べ宿泊者数前年同月比の推移をみると、新型コロナウイルスの影響によって2月からマイナス傾向への変化が起きはじめ、前年同期と比べて14.9%減の3,744万人泊となった。

5月は前年同月比が最も低い778万人泊の84.9%減を記録したが、これは新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が4月7日から7都道府県に、4月16日からは全国に発令され、外出自粛の要請などを受けて休業した宿泊施設が多かったことが原因であると考えられる。

さらに7月は、4連休前日の7月22日から「GoToトラベル」が開始され、夏季の宿泊需要を喚起したものの、7月は前年同月比58.3%減の2,157万人泊、8月は58.6%減の2,614万人泊、9月は47.6%減の2,602万人泊に縮小し、前年の半分以下の実績であった。

また、10月1日から「東京発着」「都民の旅行」「東京を目的とした観光を含む旅行」「地域共通

図表3 延べ宿泊者数推移

(単位:人泊、%)

		延べ宿泊者数		うち日本人延べ宿泊者数		うち外国人延べ宿泊者数	
		前年(同月)比		前年(同月)比		前年(同月)比	
平成31年	1月	42,684,710	+12.4%	33,475,930	+7.4%	9,208,780	+35.6%
	2月	43,539,370	+11.9%	34,263,100	+8.6%	9,276,270	+26.4%
	3月	51,147,600	+12.1%	41,632,530	+8.7%	9,515,070	+29.6%
	4月	50,718,730	+19.3%	39,434,250	+17.3%	11,284,480	+27.1%
令和元年	5月	51,402,690	+15.7%	41,675,120	+13.8%	9,727,570	+24.6%
	6月	45,810,390	+10.6%	36,223,400	+7.8%	9,586,990	+22.6%
	7月	51,780,530	+9.8%	40,979,120	+7.8%	10,801,410	+18.5%
	8月	63,234,040	+5.9%	53,747,580	+4.9%	9,486,460	+12.2%
	9月	48,761,240	+9.7%	40,500,840	+7.6%	8,260,400	+21.4%
	10月	50,052,850	+7.4%	39,790,830	+3.8%	10,262,020	+24.5%
	11月	49,659,370	+9.7%	40,595,300	+7.8%	9,064,070	+19.1%
	12月	47,129,960	+7.2%	37,947,140	+5.7%	9,182,820	+13.8%
令和2年	1月	43,156,910	+1.1%	33,454,210	-0.1%	9,702,700	+5.4%
	2月	37,443,380	-14.0%	32,591,440	-4.9%	4,851,940	-47.7%
	3月	23,940,920	-53.2%	22,810,550	-45.2%	1,130,370	-88.1%
	4月	9,706,670	-80.9%	9,504,040	-75.9%	202,630	-98.2%
	5月	7,785,180	-84.9%	7,656,040	-81.6%	129,140	-98.7%
	6月	14,240,840	-68.9%	14,061,600	-61.2%	179,240	-98.1%
	7月	21,578,040	-58.3%	21,352,150	-47.9%	225,890	-97.9%
	8月	26,149,030	-58.6%	25,930,050	-51.8%	218,980	-97.7%
	9月	26,020,820	-46.6%	25,835,550	-36.2%	185,270	-97.8%
	10月	33,235,510	-33.6%	32,959,630	-17.2%	275,880	-97.3%
	11月						
	12月						

※1) 令和元年の数値は確定値、2) 令和2年1月～令和2年9月の数値は第2次速度値、3) 令和2年10月の数値は第1次速度値である。

出典：観光庁の宿泊統計調査（2020年11月発表）を一部筆者編集

クーポン」も加わったGoToトラベルキャンペーンの本格的な実施により、観光業界は旅行需要が大きく改善されることを期待していたが、10月の速報値は一定の回復を見せたものの、前年同月比33.6%減の3,323万人泊にとどまった。

さらに、訪日外国人のインバウンドの需要も新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化措置に伴う入国制限により、前年と比べて激減し、緊急事態宣言が発令された4月は98.2%減の20万2千人泊で、5月は最も低い98.7%減の12万9千人泊となった。

現在の日本の観光は、深刻化した観光危機の段階にあると考えられる。

2 新型コロナウイルスにおける国際観光の推移

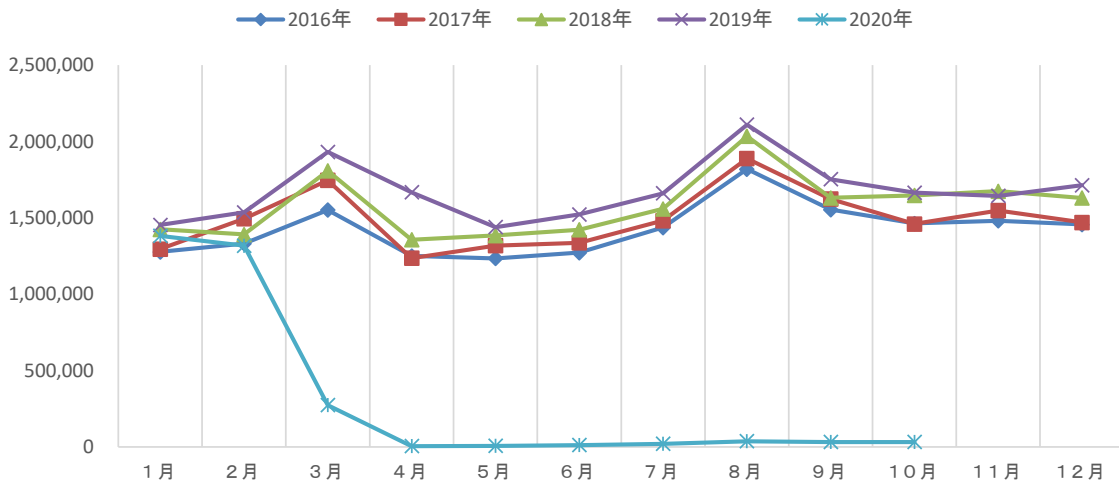
(1) アウトバウンド（日本人海外旅行）

日本政府観光局（JNTO）は、2016年の年間での日本人出国者数（推計値）が前年比5.6%増の1,711万6,200人、2017年は前年比4.5%増の1,788万9,300人、2018年は前年比6.0%増の1,895万4,000人、2019年は前年比5.9%増の2,008万600人になったと発表した。

海外でのテロや政情不安などからリスクがある海外旅行への警戒が続いてきたが、2016年以降から徐々にプラス推移で継続し、好調な伸びを示す結果となっていた。

また、2019年度は、日本の旅行業界にとって長年の目標であった2020年までに日本人海外旅行者数2,000万人（2007年の観光立国推進基本計画）を1年前倒しで達成した。2019年11月には1

図表4 日本人海外出国者数（2016年～2020年）



出所：日本政府観光局（JNTO）より筆者作成

年9か月ぶりにマイナスに転じ、2,000万人達成が危ぶまれたが、12月はプラスに転じたことから2019年に初めて海外旅行者数が2,000万人を突破した。その背景には、他の世代と比べて若い女性旅行者（20～29歳）の活発な動きがあり、40.0%という高い出国率があったためであると考えられる。

直近5年間の日本人海外出国者数推移は図表4のとおりであり、2020年の減少が際立っていることが確認できる。

2020年1月～10月の日本人出国者数（推計値）は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により国際的な移動が制限されていたため、前年と比べて81.4%減の311万人と大幅に減少した。日本政府は3月25日に全世界へのレベル3（渡航中止勧告）を発出したことにより、4月は日本人出国者数が最も低い3,915人となった。これは前年比97.7%減である。

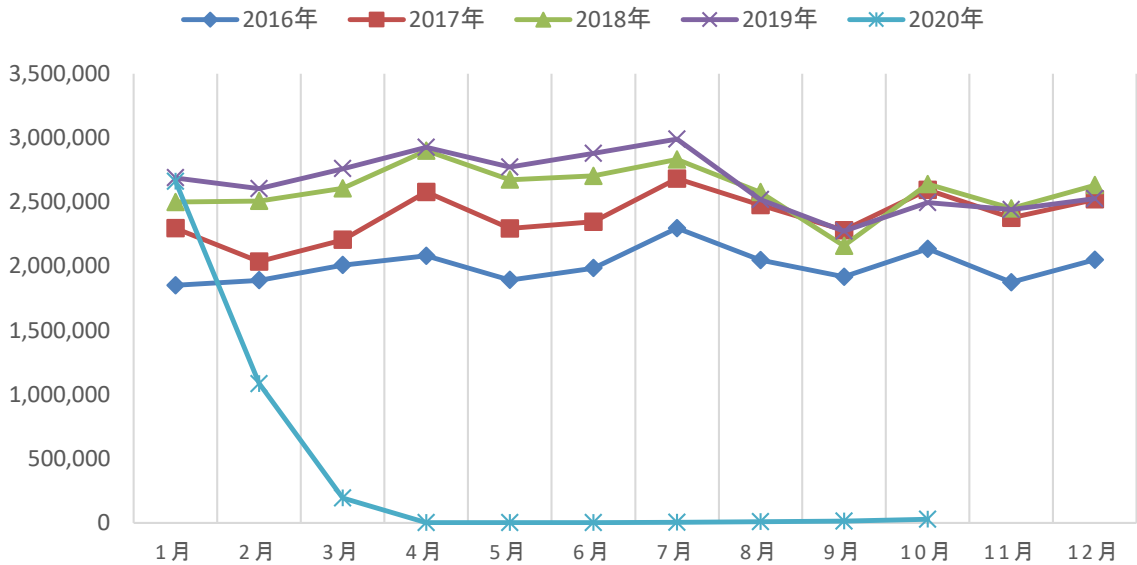
また、8月の日本人出国者数は37,137人となっている。9月には日本とアジア諸国のビジネス渡航の緩和が進み、入国・帰国後14日間の自主隔離等を条件としたビジネスの往來を認める「レジデンストラック」¹⁵や、自主隔離期間の行動も制限付きで認める「ビジネストラック」¹⁶の対象国を拡大し、10月30日には9つの国・地域（韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国（香港、マカオ含む）、ブルネイ、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド）を対象として、感染症危険情報をレベル2（不要不急の渡航の中止）に引き下げた¹⁷。

さらに、11月1日には条件を満たす日本人と在留資格保持者に対して、海外への短期出張時の14日間待機を緩和する方針が出され、11月以降の海外渡航者数の推移が注目されている。

(2) インバウンド（外国人訪日旅行）

日本政府観光局（JNTO）で統計を取り始めた1964年以来、2016年の訪日外客数は前年比21.8%増の2,403万人で、過去最多の訪日者数となった。主な増加要因として考えられるのは、ク

図表5 訪日外国人数（2016年～2020年）



出所：日本政府観光局（JNTO）より筆者作成

ルーズ船寄港数や航空路線の増加、継続的な訪日旅行プロモーション、ビザの緩和、消費税免税制度の拡充等である¹⁸。

2017年は前年比19.3%増の2,869万人、2018年は前年比8.7%増の3,119万人であり、2019年は前年比2.2%増の3,188万2,100人で、過去最多を更新したものの、韓国人旅行者の6割減少が、訪日外客数全体にマイナス影響を与えた一つの要因だとしている¹⁹。

その後、2019年9月20日から11月2日に日本で開催された第9回ラグビーワールドカップを契機として、欧米やオーストラリアからの訪日客が大幅に増加したことによって好調な伸びを見せた。

JNTOの推計によると、2020年1月から10月までの訪日外国人数²⁰の合計（推計値）は400万人（前年同期比85.2%減）であった。4月に引き続き緊急事態宣言が続いた5月の訪日外客数は、前年同期比99.95%減の1,663人で、入国者数が統計史上過去最少となった。また、9月（推計値）の訪日外国人数は、3月以来、半年ぶりに1万人を超えて1万3,700人（前年同月比99.4%減）となったが、12カ月連続で前年同月を下回った。

日本政府はJNTOの重点22市場のうち、タイとベトナムとは7月29日から、台湾、マレーシアとは9月8日から、シンガポールとは9月30日から、韓国とは10月8日から、駐在員などの長期滞在者を対象として双方向の往来の再開を認める「レジデンストラック」の受付を開始した。原則90日以内の短期出張者用の「ビジネストラック」の受付も、シンガポールとは9月18日から、韓国とは10月8日から開始している²¹。

さらに、10月1日からはビジネス上必要な人材等に加え、留学、家族滞在等のその他の在留資

格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可したため、今後も入国者の増加傾向は続くと思われる²²。国際的な人の往来は段階的に再開されているものの、現在も日本は引き続き159の国と地域からの外国人の入国を「特段の事情」がない限り拒否している。JNTOの重点22市場はその対象となっており、日本への直行便は大幅な運休・減便で、観光客の入国は引き続きゼロに近い数字となっている²³。

観光危機が一国内に留まらず、全ての国と地域に連鎖的に広がっている。

V おわりに

現在、全世界の人々は、危機に類した不安定な時代に生きている。これまで一度も経験したことのない規模で広がりを見せている新型コロナウイルスという感染症は、人間の接触によって広がるものである。今日のグローバル化や交通の発達に伴う人間移動の増加は、感染症の拡散をさらに促進させ、全世界に同時多発的に、持続的に発生し、政府機関や専門家の安全政策とは反対に、国民は安心できない状況が続いている。

これまで世界各国は様々な自然や社会災害により、人命と財産を含む被害が増加している。特に自然災害とサズやマーズ、エボラなどの感染症は全ての分野で世界経済を脅かす主要要因の一つとみなされている。

観光関連の危機に対しては、予測できない社会・経済的なリスクを考慮に入れつつ、効果的に対処し解決する危機管理の実施が最も重要視されている。とくに、新型コロナウイルスのような感染症の危機は、観光への旅行者心理を委縮させてしまうものである。インバウンド及びアウトバウンドの国際観光への中止など、人々は移動の自由も旅の楽しみも奪われ、国の内外への移動禁止は世界中の航空旅行と観光産業に致命的な影響を及ぼし、航空旅客が急激に減少し、航空・旅行業の両方が最悪の危機に陥って、観光に深刻な影響が長期的に続いている現状である。

世界各国はAI、ロボット、ビッグデータなど第4次産業革命によって緊密に結びついているため、保健医療防疫を含む社会・経済・政治・文化の全ての領域にわたり、世界規模での超危機(Super Risk and Crisis)社会に直面している。第4次産業革命時代の超危機社会において、不確実性に多様化・深刻化、複雑化・持続化に直面した観光危機に対して、どのように対処・解決すべきであろうか。それは、国家にとどまらず、グローバルで捉えるべき問題であり、さらに個人一人一人にまで及ぶ重要な課題である。そのため、社会のあらゆるセクターがお互いに協力しながら観光危機管理に統合的・効率的に取り組んでいく必要がある。

まさしく今がそのターニングポイントとなる重要な時期であると考えられる。今こそ緻密で強固な危機管理の対処・解決能力が要求されているのである。

最後に、ウィズ&ポストコロナ社会のような超危機社会における観光危機管理を効果的に対処・解決を行うためのシステム構築に向けていくつかの提案を行いたい。

第一に、政府に対する国民の信頼を得るために努めなければならない。政府に対する信頼度の低い状況では必要なリスクコミュニケーションをとることは不可能であるため²⁴、常に安心・安全の確保、透明性・誠実性の信頼を確保することが政府への信頼を取り戻す鍵となる。信頼は政府の危機管理において重要な社会的資本であり、信頼されない政府は危機を克服することができない。信頼を回復するための取り組む体制を全領域で迅速かつ着実に構築する必要がある。

第二に、政府は感染症のような危機管理において、感染者や濃厚接触者が安心して疫学調査に積極的に参加と協力し、迅速かつ正確な分析に基づき、国民に関連性のある具体的かつ実質的な情報と行動ルールを多様な媒体を通じて一貫して共有・連携ができる体制を構築する必要がある。

第三に、新型コロナウイルスのような危機は、決して平等ではない。経済活動と生活を支えるセーフティネット機能を一層強化・充実し、不平等を改善しなければならない。ポストコロナ社会における経済的な両極化（貧富の差）や社会的不平等はさらに深刻化する可能性が高い。新しい時代に対応するために生計維持が困難な人々のための相談や各分野の福祉、介護サービスを政府・企業・自治体・個人すべてが参加し、ポストコロナ社会におけるガバナンス構築が求められる²⁵。

第四に、ウィズコロナ社会においては各国が自国民の安全・安心の確保のために最善を尽くすことになるが、ポストコロナ社会では超危機社会に相応しい体系的に実施できる新しい形態のガバナンスをグローバル社会と連携しながら模索されなければならない。今後、新型コロナウイルスのような世界レベルの危機に対応するため、グローバル社会および国際機関との協力がより重要になるものと予想される。

国際機関、政府系機関、NGO、企業が世界各国の超危機社会に効果的な対応を促すための危機対応専門チームを構成し、ガイドラインの構築など国際的なガバナンスを活性化させる具体的な研究や体制の構築が必要で、極めて重要である²⁶。

第五に、新型コロナウイルスのような誰もが予測できない感染症の危機管理に積極的な投資が必要である。従来のテロ危機に対する支援よりも、医学と生物学をはじめとする生物医学研究の情報科学的支援を積極的に行うべきである²⁷。

過去のスペインかぜのように、新型コロナウイルスも今後数年間再流行が続く可能性があることを認識し、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いや咳エチケット、三密（密集、密接、密閉）を避けるといった個人の感染防止策として今後も必要な対応であると考えられる。

最後に、観光における危機管理リテラシー教育によって、今後生じ得る様々な危機管理と付き合い合っていくための力を身につけるべきである。危機管理リテラシー教育とは、今後の社会を背負っていく子どもたちが、多様化、深刻化、複雑化していく予測できない危機に対して自ら主体的に対処・解決するための基礎的な能力を向上させるためのものである²⁸。

また、観光は21世紀のグローバル社会における代表的な戦略産業である。小・中・高・大学の学生のレベルに合わせた観光に関する情報や知識を学び、それを利用できる能力である観光リテラシー教育や将来、子どもたちがグローバル社会の中で様々な危機に直面した際に、最も必要とされ

る危機管理の対処・解決力、危機管理リテラシー教育も必要である。

こうした力は学校教育によって定期的に学習されることが望ましい。グローバル化、ICT化など急速に変化する社会環境の中で、幼少時から観光に関する知識や危機の原因などについての具体的な事例を学び、小・中・高・大学の学生のレベルに合わせた体系的で効果的な観光危機管理教育のプログラムの習得を通じて、観光する際に予測できない危機に対して不安を抱くのではなく、自ら危機に対処し、問題を解決することができるようになる。これが観光危機管理リテラシー教育の目的である。

筆者はこれらの提案に基づいて、今後の日本社会では人々が幼い頃から観光危機管理を重要視する意識を常に持ち、これを高めると共に、実際に自分で迅速かつ的確に対処・解決できる危機管理能力を身につけ活用していくようになることを期待している。

-
- ¹ 危機問題の歴史的な推移から、特に古典的な危機と対比される現代社会の状況で生じる危機のことを指す。
- ^{2, 28} 田昌禾 (2019) 「韓国における観光危機管理の動向と展望」『社会学論叢』第195号、pp23-38、日本大学社会学会。
- ³ <https://medical.nikkeibp.co.jp/leaf/mem/pub/report/t344/202002/564301.html> (2020年12月2日アクセス)
- ⁴ <https://www.natureasia.com/ja-jp/nmicrobiol/pr-highlights/13299> (2020年12月2日アクセス)
- ⁵ <https://news.yahoo.co.jp/articles/6090cd6ec5bcd8cf91c461d3a103ef3fe82c52a> (2020年12月2日アクセス)
- ^{6~14} 新型コロナウイルス感染症対策本部の議事概要 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html (2020年12月1日アクセス)
- ^{15, 16, 17} https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html (2020年12月5日アクセス)
- ¹⁸ https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data_info_listing/pdf/170117_monthly.pdf (2020年12月2日アクセス)
- ¹⁹ <https://www.travelvoice.jp/20200117-144743> (2020年12月2日アクセス)
- ²⁰ <https://statistics.jnto.go.jp/faq/> (2020年12月2日アクセス)
- ^{21, 22} https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html (2020年11月30日アクセス)
- ²³ https://www.yamatogokoro.jp/inbound_data/40405/ (2020年12月1日アクセス)
- ²⁴ キム・ウンソン (2015) 「マーズ関連における政府の危険疎通の限界に対する社会的要因分析」『韓国危機管理論集』第11巻第10号、pp91-109、危機管理理論と実践。
- ^{25, 27} パク・ドンギョン (2020) 「コロナ19事態を通じてみた大韓民国の危機管理の問題点と教訓」『韓国治安行政論集』第17巻第3号、pp127-150、韓国治安論集。
- ²⁶ 政府デザインセンター (2020) 「コロナ19以後短期政府の組織管理の方向」『政府デザインイシュー』第2号、pp19-26、韓国行政研究院。